

○常総市公共下水道条例施行規則

平成11年3月12日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、常総市公共下水道条例(平成14年水海道市条例第10号。以下(第22条第3項を除く。)
「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(排水設備を固着させるときの工事の実施方法)

第2条 条例第4条第2号の排水設備を公共ます等に固着させるときの工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 公共ますのインバート上流端の接続孔と管底高とに食い違いが生じないようにすること。
- (2) 公共ますの内壁に突き出さないようにすること。
- (3) 接続箇所の周囲は、公共ますがコンクリート製の場合はモルタル等で埋め内外面の上塗り仕上げをし、その他の場合は接着剤等で固定させること。

(排水設備の構造基準)

第3条 排水設備の構造基準は、法令に定めるもののほか、次の各号によらなければならない。ただし、特別の理由があるときは、市長の許可を受けてこれによらないことができる。

- (1) 管渠^{きよ}の起点、屈曲点、合流点、内径又は勾配の変化する箇所及び直線部にますを設置すること。この場合において、直線部は、内径の120倍以内の間隔毎にますを設置すること。
- (2) 排水管の土かぶりは、私道内では50センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上とすること。
- (3) 台所、浴室、洗濯場等の汚水流出口には、固形物の流下を防ぐために有効なストレーナ又は目幅10ミリメートル以下のごみよけを設けること。

- (4) 土砂等を多量に排出する箇所には、有効な深さの沈砂装置を設けること。
- (5) 油脂類を排出する箇所には、油脂しや断装置を設けること。
- (6) 水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出箇所には、防臭装置を設けること。防臭装置の封水がサイフォン作用又は逆流によって破られるおそれがあるときは、通気装置を設けること。
- (7) 大便器の洗浄にフラッシュバルブを使用する場合は、逆流防止装置を設けなければならない。
- (8) 水洗便所は、排除された汚物が公共下水道に流れるように十分な洗浄水が注入できる構造とすること。
- (9) 排水設備の器具に接続する接続管の内径は、次の表のとおりとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

排水管の種別	内径
小便器、手洗器又は洗面器の接続管	50ミリメートル以上
浴そう（家庭用）又は台所の接続管	75ミリメートル以上
大便器の接続管	100ミリメートル以上

- (10) 飲食店、食料品店等において、多量の厨かいを排除する箇所には、厨か
いよけ装置を設けること。

(排水設備等の計画確認申請)

第4条 条例第5条第1項又は第2項の規定による排水設備等の新設等の確認申請は、排水設備等（設置・変更）計画確認申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 申請地の位置及び目標を明示した図面
- (2) 次の事項を表示した平面図（様式第1号の2）
 - ア 道路、境界及び公共下水道の位置
 - イ 申請地内の建築物及び水洗便所、台所、浴室、洗濯場その他汚水を排除する施設の位置

ウ 排水管渠の位置，寸法，距離，高さ及び勾配

エ ます，マンホール，除害施設並びに防臭装置等の位置及び寸法

オ 他人の排水設備を使用するときは，その位置

カ その他汚水排除の状況を明らかにするために必要な事項

(3) 排水管渠及び付属装置の構造，能力，形状，寸法等を表示した構造詳細図

(4) 他人の土地又は排水設備を使用するときは，その者の同意書

(5) 水洗便所を設置するときは，排水設備設計・精算書（様式第1号の3）

(6) 第22条第2項の規定により区域外排除の確認を受けたときは，市長が当該申請者に交付した公共下水道区域外排除確認書（様式第24号）

(7) 除害施設を設置するときは，除害施設（設置・休止・廃止・変更）届（様式第18号）及び除害施設（新設・増設・改築）計画書（様式第18号の2）

(8) その他市長が必要と認める書類

3 市長は，前項の申請により計画の確認をしたときは，排水設備等（設置・変更）計画確認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

4 市長は，前項の確認書を交付した日から1箇月以内に申請者が工事に着手しないときは，当該確認を取り消すことができる。

（排水設備等の軽微な工事）

第5条 条例第6条第1項に規定する軽微な工事とは，次の各号に掲げるものとする。

(1) ますの蓋の取替え

(2) 排水管渠の部分的な修繕

(3) 前2号に掲げるもののほか，排水設備等（設置・変更）計画確認申請書により申請のあった排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない工事

（指定工事店の指定申請）

第6条 条例第7条第2項の申請書は，常総市排水設備指定工事店指定（更新）申請書（様式第3号）による。

2 条例第7条第3項の書類は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 誓約書（様式第4号）
- (2) 法人にあつては定款及び登記事項証明書，個人にあつてはその住民票，在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の写し
- (3) 営業所の平面図及び付近見取図（様式第5号）
- (4) 排水設備主任技術者名簿（様式第6号）及び排水設備主任技術者証の写し
- (5) 工事の施工に必要な設備及び機械器具を有することを証する書類（様式第7号）
- (6) 納税証明書
（指定の更新）

第7条 条例第6条第3項の規定による指定の更新を受けようとする者は，指定の有効期間が満了する日の2箇月前までに常総市排水設備指定工事店指定（更新）申請書及び前条第2項各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（指定工事店証）

第8条 条例第10条第1項の指定工事店証は，様式第8号による。

（指定工事店証の書換え交付申請）

第9条 指定工事店は，交付された指定工事店証の記載事項に変更を生じたときは，直ちに常総市排水設備指定工事店証書換え交付申請書（様式第9号）に，変更の事実を証する書類及び当該指定工事店証を添えて，市長に提出し，書換え交付を受けなければならない。

（指定工事店証の再交付申請）

第10条 指定工事店は，交付された指定工事店証を毀損又は紛失したときは，直ちに常総市排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第10号）に，次の各号に掲げる書類を添えて，市長に提出し，再交付を受けなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
- (2) 法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- (3) 毀損した場合は、当該指定工事店証
(指定工事店の遵守事項)

第11条 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。
- (3) 工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (4) 工事の全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 指定工事店としての自己の名義を他人に貸与してはならない。
- (6) 工事は、条例第5条第1項に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(変更の届出)

第12条 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定工事店の名称
- (2) 指定工事店の所在地
- (3) 法人にあつては、代表者の氏名
- (4) 法人にあつては、役員の氏名
- (5) 選任する排水設備主任技術者の氏名

2 指定工事店は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、直ちに常総市排水設備指定工事店変更届（様式第11号）による届出書に次に掲げる書類を添え

て、市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては指定工事店証、法人にあつては定款及び登記事項証明書及び指定工事店証
- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつては住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し並びに営業所の平面図及び付近見取図並びに指定工事店証、法人にあつては定款及び登記事項証明書並びに営業所の平面図及び付近見取図並びに指定工事店証
- (3) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、定款及び登記事項証明書並びに指定工事店証
- (4) 前項第4号に掲げる事項の変更の場合には、登記事項証明書及び誓約書
- (5) 前項第5号に掲げる事項の変更の場合には、排水設備主任技術者名簿及び排水設備主任技術者証の写し

(廃止等の届出)

第13条 条例第12条の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業の廃止、休止又は再開後、直ちに常総市排水設備指定工事店（廃止・休止・再開）届（様式第12号）による届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、事業の廃止の届出書には、指定工事店証を添付しなければならない。

(公示)

第14条 市長は、条例第8条第2項及び条例第13条第2項の規定による措置をとる場合並びに次の各号に掲げる場合には、これを公示するものとする。

- (1) 条例第6条第3項に規定する指定の更新を受けなかったとき。
- (2) 第12条第1項第1号に掲げる事項について、条例第12条の規定による変更の届出があったとき。
- (3) 条例第12条の規定による事業の廃止の届出があったとき。

2 市長は、茨城県下水道協会が排水設備主任技術者に係る試験又は更新講習会を実施しようとするときは、あらかじめ当該試験又は更新講習会の日時等を公

示するものとする。

(完了届)

第15条 条例第14条第1項の規定による届出は、排水設備等工事完了届（様式第13号）により行うものとする。

2 条例第14条第2項の規定による検査済証の交付は、排水設備等工事検査済証（様式第14号）及び排水設備検査済証（様式第15号）により行うものとする。

3 交付された排水設備検査済証は、門戸等の見やすい場所に掲示しなければならない。

(水質管理責任者の選任届)

第16条 条例第18条第1項の規定による届出をしようとする者は、水質管理責任者選任（変更）届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

(水質の測定等)

第17条 条例第18条第2項の規定による水質の測定は、次に定める方法によらなければならない。

(1) 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年／厚生省／建設省／令第1号)に定める検定方法によること。

(2) 測定の回数は、温度及び水素イオン濃度については排除の期間中1日1回以上、その他排除するおそれのある項目については1か月を超えない排除期間ごとに1回以上行うこと。

(3) 測定は、除害施設の排水口ごとに他の排水による影響の及ばない地点で行うこと。

2 前項の規定により水質の測定を行った者は、この測定結果を除害施設水質測定記録表（様式第17号）により記録し、5年間保存しなければならない。

3 下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の12に規定する水質の測定義務者が同条の規定に基づき、下水の水質を測定する回数は、第1項第2号の規定による。

(除害施設の設置等の届出)

第18条 条例第19条の規定による除害施設の設置等の届出は、除害施設（設置・休止・廃止・変更）届により行うものとする。この場合において、除害施設を設置するときは、除害施設（新設・増設・改築）計画書を添付しなければならない。

(使用開始等の届出)

第19条 条例第22条第1項の規定による届出は、公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届（様式第19号）により行うものとする。

(一時使用)

第20条 公共下水道を一時使用しようとする者は、公共下水道一時使用許可申請書（様式第20号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするときは、公共下水道一時使用許可書（様式第21号）を申請者に交付するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(その他の届出)

第21条 第19条の届出をした者は、排水設備の使用者、所有者又はその使用態様に変更があったときは、排水設備等使用者・所有者・使用態様変更届（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

(区域外下水の排除)

第22条 条例第23条第1項の規定による区域外下水の排除をしようとする者は、公共下水道区域外排除申請書（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理し確認をしたときは、公共下水道区域外排除確認書を申請者に交付するものとする。

3 前項の確認を受けた者は、区域外排除負担金を前納しなければならない。この場合において、区域外排除負担金の額は、別に条例で定める受益者負担金相当額とする。

(使用月の始期及び終期)

第23条 条例第3条第13号の使用月の始期及び終期は、それぞれ水道水又は工業用水（以下「水道水等」という。）の水量を算定するメーターの検針日及び次の検針日の前日とする。

2 水道水等を使用しない者に係る使用月の始期及び終期は、その者の近隣の水道水等使用者（前項の規定の適用を受ける者をいう。）の例により市長が定める。

(汚水量の認定)

第24条 条例第25条第2項第2号の規定による水道水等以外の水（以下「地下水等」という。）を使用した場合の汚水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 家事のみに使用する場合

ア 地下水等のみを使用する場合 使用人数が4人までは1人1使用月当たり7立方メートルとし、使用人数が4人を超えるときはその超えた人数について1人1使用月当たり4立方メートルとして使用水量を算出する。

イ 水道水等及び地下水等を併用する場合 アに定めるところによる。ただし、水道水等の使用水量がアに定めるところにより算出した使用水量より多いときは、水道水等の使用水量とする。

(2) 家事以外又は家事及び家事以外に使用する場合 前号ア及びイの区分にかかわらず使用者の世帯人員、業態、揚水設備の能力、使用状況その他の事情を考慮して市長が認定する。

(3) 市長は、前2号の認定をするため必要があると認めたときは、条例第26条第1項の計測装置を取り付けるものとする。

2 前項に規定する世帯人員については、毎使用月の初日における世帯人員を基準とする。

3 使用者は、給水方法、人員、使用の用途等に変更があった場合は、排水設備等使用者・所有者・使用態様変更届により変更があった日から起算して7日以

内に市長に届け出なければならない。

- 4 前項の変更があった場合において、使用者が同項の変更届を提出しないときは、市長は、変更事項を認定することができる。

(汚水量等の申告)

第25条 条例第25条第2項第3号の使用人は、製氷業、清涼飲料水製造業、醸造業、氷菓子製造業その他これに類する製造業を営む使用者とする。

- 2 前項の使用人は、使用月の末日から起算して7日以内に下水道汚水排除量申告書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

(使用料等の減免)

第26条 条例第27条の「特別な事情」とは、使用者に起因しない水道水等の漏水があった場合又は使用料を納付すべき使用者が災害等により使用料を納付することが著しく困難になった場合をいう。

- 2 条例第27条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書（様式第26号）を市長に提出しなければならない。

(行為及び占用の許可)

第27条 条例第30条の規定による許可申請又は許可事項の変更申請は、物件設置（変更）許可申請書（様式第27号）により行うものとする。

- 2 条例第32条第1項の規定による許可申請又は許可事項の変更申請は、公共下水道等占用（変更）許可申請書（様式第28号）により行うものとする。

- 3 市長は、前2項の申請について許可をしたときは、物件設置（変更）・公共下水道等占用（変更）許可書（様式第29号）を申請者に交付するものとする。

- 4 条例第32条第2項の規定による占用料は、常総市道路占用料条例（平成14年水海道市条例第9号）を準用する。

(代理人及び代表者)

第28条 条例第37条の規定による届出は、代理人等選任（変更）届（様式第30号）による。

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
(石下町の編入に伴う経過措置)
- 2 石下町の編入の日前に、石下町下水道条例施行規則（平成12年石下町規則第31号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成12年規則第17号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
(水海道市大生郷特定公共下水道条例施行規則の廃止)
- 2 水海道市大生郷特定公共下水道条例施行規則（昭和56年水海道市規則第7号）は、廃止する。

附 則（平成14年規則第15号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
(水海道市排水設備指定工事店規則の廃止)
- 2 水海道市排水設備指定工事店規則（平成11年水海道市規則第3号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則の施行前に改正前の水海道市公共下水道条例施行規則（以下「旧規則」という。）又は水海道市排水設備指定工事店規則（以下「指定工事店規則」という。）の規定によって市長がした行為は、改正後の水海道市公共下水道条例施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この規則の施行前に旧規則又は指定工事店規則によって市長に対してされた申請、届出その他の行為は、新規則の相当規定によってされたものとみなす。

附 則（平成 17 年規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 114 号）

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 10 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第 17 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（常総市水洗便所改造資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則の一部改正）

2 常総市水洗便所改造資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則（平成 14 年水海道市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（常総市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

3 常総市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 6 年水海道市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕